

白岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

放課後児童支援員の資格要件について、2年以内に認定資格研修の修了を予定している者まで含む緩和措置を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

附則第2項関係

今後も放課後児童クラブの高い需要が見込まれることから、支援員をより多く確保し、放課後児童クラブの安定した運営と質の向上を図るため、「放課後児童支援員資格」に係る緩和措置を定めるものである。

【現 行】

- ア 令和7年3月31日までの間
- イ 令和7年3月31日までに修了

【改正後】

- ア 当分の間
- イ その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員として業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。